

## 第9回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2018年2月21日(水) 午後3時00分～午後4時00分
場所	町田市庁舎10階 10-2会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

### 1 開会

会計管理者から開会挨拶

委員長の選任（町田市会計基準委員会設置要綱第5第1項の規定に基づき、委員の互選により鵜川正樹委員に決定）

### 2 無形固定資産の減価償却について

事務局から「資料1」の説明

#### 【決定事項】

無形固定資産のうち特許権、実用新案権、商標権を償却資産とするため、「町田市会計基準」、「固定資産の計上に関する基準」及び「公有財産の耐用年数に係る基準」を一部改正する。すでに登録されている無形固定資産については遡及適用するよう対応方法を検討する。

#### 【主な質疑応答】

（旧基準による無形固定資産の扱いについて）

米田委員：「資料1」の1ページにある「2.変更の内容」②旧基準による無形固定資産の扱いについて、「すでに登録されている資産については本改正を遡及適用せず、改正後に生じた案件から適用する。」とあるが、すでに登録されている資産の減価償却は行わないということか。

事務局：その通りである。

鵜川委員：遡及適用しなくてもよいが、遡及をしないのであれば改正年度以降から減価償却を行うことが一般的である。

米田委員：すでに登録されている資産の金額はいくらか。

事務局：約240万円である。

米田委員：案のままでは、すでに登録されている資産が後年度に渡って、取得時の価額が計上され続けてしまうことが問題である。遡及適用したほうが良いのではないか。

事務局：現在公有財産を管理しているシステムに無形固定資産の減価償却機能は

ないが、システム更改により2018年度から減価償却できるようになる。ただし、遡及適用した減価償却情報を移行データに反映できるかについては確認する必要がある。本件は遡及適用する方向性で進めていくが、想定したデータ移行が難しい場合には、2018年度の期中処理で財産管理システム及び複式の修正を行うことも視野に入れて検討する。

米田委員 : 了解した。

(注記の記載について)

鵜川委員 : 会計方針を変更した理由を注記する必要があると思うが、今まで減価償却をしていなかったのは、東京都の会計基準にならって市の会計基準を定めたためか。

事務局 : その通りである。

鵜川委員 : 東京都は取替法のような考えを取っていて、10年経つともう一度登録し直している。その際に費用処理をするため、10年経てば同じという考え方だが、町田市で登録し直すようなことはあるか。

事務局 : 特許権については、再登録するということはありえる。

鵜川委員 : 価値の減少を反映させるために減価償却をするという一般的な理由でよいのではないか。

事務局 : 2018年度決算の注記でどう書くかについては今後検討する。

鵜川委員 : 了解した。

### 3 リース資産の減価償却方法の変更について

事務局から「資料2」の説明

#### 【決定事項】

「ファイナンス・リース取引」のうち所有権移転のリース資産の減価償却をより適正な期間で行うようにするため、「リース資産・リース債務の計上に関する基準」及び「固定資産の計上に関する基準」を一部改正する。

#### 【主な質疑応答】

(旧基準による「所有権移転ファイナンス・リース取引」の扱いについて)

米田委員 : すでに登録されている「所有権移転ファイナンス・リース取引」に該当する資産については本改正を遡及適用しないということだが、すでに減価償却しているため、影響額は少ないということではいか。

事務局 : そのとおりである。

米田委員 : 所有権移転しないものはすぐにわかるか。

事務局 : 現在は仮設校舎など所有権移転のものだけである。

- 米田委員 : 現状でリース資産はどのくらいあるのか。
- 事務局 : 取得額で1億5,800万円、減価償却累計額が9,300万円、簿価6,400万円というのが現状である。
- 米田委員 : この改正は「重要な会計方針の変更」に当たるため、注記する必要があるが、影響額を書くとするとどのくらいになるのか。
- 事務局 : 今後出てきた所有権移転のリース資産に関しては通常の耐用年数を適用するという改正となる。同じプレハブの建物であっても、去年からリースが始まったものは、リース期間が5年ならそれを耐用年数として減価償却する。一方、今年からリースが始まったものは構造に応じた耐用年数で減価償却を行うことになる。影響という意味では、改正前後の2つの会計処理が併存するということがある。
- 米田委員 : 改正前のものは早期に減価償却済みになる、ということか。
- 事務局 : その通りである。
- 鵜川委員 : 耐用年数の変更は見積の変更であるため、今回の改正については遡及する必要はないと思われる。
- 事務局 : 遡及適用せず、改正後に生じた案件より適用することとする。

(注記の記載について)

- 鵜川委員 : 本改正の理由を、財務諸表の「重要な会計方針の変更」に注記する必要がある。変更の理由としては減価償却期間が自己所有の物件と比べて短かったため、それを自己所有と同等の耐用年数にするといった内容でよいのではないか。
- 事務局 : 2018年度決算の注記でどう書くかについては今後検討する。

#### 4 賞与引当金の見直しについて

事務局から「資料3」の説明

##### 【決定事項】

法定福利費を賞与引当金へ計上するため、「町田市会計基準」を一部改正する。  
改正時期については、2017年度決算から変更が反映されるよう整理する。

##### 【主な質疑応答】

(改正時期について)

- 米田委員 : 2017年度決算から計上するということがよいのか。その場合2018年4月1日以前の施行とした方がよいのではないか。
- 事務局 : 賞与引当金の算定期間は12月以降であるため、12月1日適用としてもよいかもしれない。

- 米田委員 : 本改正を適用すると、影響額はいくらになるのか。  
事務局 : 過去の増加率を 2016 年度決算の数字に当てはめると、約 1 億 4,000 万円である。  
米田委員 : 今期から計上するという事に意味があるのか。  
事務局 : 債務として認識するというのが企業会計上の考えであるため早めに対応することとした。改正時期については、2017 年度決算から変更が反映されるように整理する。

(注記の記載について)

- 鵜川委員 : 今回の改正を注記の「重要な会計方針の変更」又は「追加情報」に記載する必要がある。  
事務局 : 現在賞与引当金については、注記の「重要な会計方針」に記載があるため、変更する必要があると思われる。  
鵜川委員 : いずれかの欄に、この変更による影響額や目的を記載する必要がある。  
米田委員 : 債務の認識をより精緻にするために、考え方を厳格化したということでよい。  
事務局 : 了解した。

## 5 その他

特になし。